

平成 18 年度使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品に
関する引取・引渡状況の公表について

平成 19 年 7 月 17 日
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 116 条第 1 項の規定に基づき、(財)自動車リサイクル促進センターより、平成 18 年度使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品に関する引取・引渡状況について報告がありましたので、その内容につき公表を行います。

なお、本公表は自動車リサイクル法第 116 条第 2 項に基づき行うものです。